

那 霸 市 公 報

第 1 4 4 2 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

平成 18 年 (2006 年) 9 月那霸市議会定例会の招集について (総務課) …… 492

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) …………… 492

公 告

2005 年度「那霸市情報公開制度及び那霸市個人情報保護制度」の運用状況の
公表について (総務課) …………… 493

那霸新都心地区(おもろまち一丁目)土地利用事業者募集について (経営企画室)
…………… 493

一般競争入札について (管財課) …………… 494

上下水道局告示

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 496

那霸市排水設備指定工事店の異動について…………… 496

選挙管理委員会告示

選挙人名簿登録の抹消について…………… 497

直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 498

在外選挙人名簿登録者の抹消について…………… 498

投票区の区域変更について…………… 499

告 示

那覇市告示第 5 9 号

平成 1 8 年 8 月 2 9 日

掲 示 済

平成 18 年 (2006 年) 9 月那覇市議会定例会の招集について

平成 18 年 (2006 年) 9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 招 集 の 日 | 平成 18 年 9 月 6 日 (水) |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 6 0 号

平成 1 8 年 9 月 4 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

公 告

那覇市公告第 3 9 号

平成 1 8 年 8 月 1 0 日

掲 示 済

2005 年度「那覇市情報公開制度及び那覇市個人情報保護制度」の運用状況の公表について

那覇市情報公開条例第 14 条及び那覇市個人情報保護条例第 25 条の規定に基づき、2005 年度「那覇市情報公開制度及び那覇市個人情報保護制度」の運用状況を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市公告第 6 1 号

平成 1 8 年 9 月 6 日

掲 示 済

那覇新都心地区(おもろまち一丁目)土地利用事業者募集について

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市では、「那覇新都心地区(おもろまち一丁目)土地利用事業者募集」を行います。

1 事業者募集の趣旨

本市では、これまで新庁舎建設の候補地に挙げられてきた那覇市おもろまち一丁目 1 番 1 及び 1 番 2 の土地利用について、様々な検討を重ねた結果、民間事業者によるまちづくりや地域活性化の観点から有効利用が行えるよう、有償譲渡を行うこととなりました。

今回の事業者募集は、地域再生法の理念・目的(地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他の地域の活力の再生等)を最大限に発揮するため、対象土地についての都市計画法による現行の用途地域にはとらわれず、那覇新都心地区及び本市の将来展望を視野に入れた土地利用事業計画についての提案を募り、事業提案内容と土地買受希望価格の両面から審査・評価した上で、優先交渉権者(事業予定者)を決定し、当該土地を有償譲渡しようとするものです。

本事業者募集の趣旨をご理解いただき、那覇新都心地区の中核的施設としてふさわしい企画提案を期待します。

なお、本事業者募集についての詳細は、「那覇新都心地区(おもろまち一丁目)土地利用事業者募集要項」をご参照ください。

2 対象となる土地

那覇市おもろまち一丁目 1 番 1 及び 1 番 2

公簿面積 (合計) 22,093.12 m²

3 募集要項の説明会 (予約制)

日時:平成18年9月22日(金) 午後2時から

場所:那覇市役所新都心銘苅庁舎(3階)職員研修所第1研修室

4 応募書類の提出

(1) 資格審査に関する応募書類の提出

平成18年10月30日(月)~11月2日(木)

(2) 事業提案に関する応募書類の提出

平成18年11月13日(月)~11月17日(金)

5 募集要項の配布、応募書類等受付窓口(事務局)

経営企画部 経営企画室 土地開発公社健全化推進室 (那覇市役所本庁6階)

TEL(098)862-0581

募集要項は、本市ホームページにも掲載します。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/>

那覇市公告第69号

平成18年9月15日

一般競争入札について

那覇市所有の次の土地を一括売却するため、一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付す物件

(1) 南風原町字兼城下茂原 573 番 宅地 5,529.22 m²

(2) 南風原町字兼城下茂原 590 番 1 宅地 27.00 m²

2 入札参加資格は地方自治法施行令第167条の4の規定によるとともに、市町村税の滞納がないこととします。

3 入札の日時及び場所

日 時 平成 18 年 10 月 24 日 (火) 午後 2 時
場 所 那覇市役所議会事務局建設委員会室 (3 階)

4 入札案内書の交付及び入札参加申込受付は、那覇市総務部管財課で行います。
入札参加申込受付は平成 18 年 10 月 11 日 (水) 午後 5 時 15 分で終了します。

5 入札参加者は、見積もる入札額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、市長の指示
どおり納付しなければ入札に参加できません。

6 予定価格は¥715,800,000 円です。
落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

7 入札は入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札
は認めません。

8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した
入札は、無効とします。

9 契約の主な条件

- (1) 落札者は、売買物件を当該物件が所在する地域の環境に調和した用途に利
用し、かつ所在自治体である南風原町の都市計画等に従うこと。
- (2) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。
- (3) 市議会の議決を経ること。

10 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成 18 年 10 月 2 日 (月) 午前 10 時 30 分
場 所 那覇市役所議会事務局建設委員会室 (3 階)

11 現地説明会の日時及び場所

日 時 平成 18 年 10 月 2 日 (月) 午後 2 時 30 分
場 所 現地 (物件所在地)

12 その他詳細は土地売却に伴う一般競争入札実施要領による。

* お問い合わせ先：那覇市総務部管財課

電話 098 - 862 - 9904

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 4 号
平成 1 8 年 9 月 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 3 9 7 号
指定工事店名 有限会社 アケン
営業所所在地 豊見城市字我那覇 1 4 1 番地 1
代表者名 安谷屋 憲
有効期間 自 平成 1 8 年 8 月 2 1 日
至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

指定(登録)番号 第 3 9 8 号
指定工事店名 株式会社 輝 水
営業所所在地 南城市大里字稲嶺 1 8 7 6 番地 1
代表者名 新垣 直輝
有効期間 自 平成 1 8 年 8 月 2 4 日
至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 1 5 号
平成 1 8 年 9 月 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

指定(登録)番号 第 74 号
指定工事店名 ナ八通信建設 有限会社
営業所所在地 那覇市首里赤田町3丁目26番地
代表者名 田村 一喜
指定の有効期間 平成14年11月 1日
平成19年 3月31日
異動年月日 平成18年 8月 2日
異動事由 住所の変更

指定(登録)番号 第 193 号
指定工事店名 株式会社 大国建設工業
営業所所在地 名護市字宇茂佐919番地1
代表者名 玉城 聡
指定の有効期間 平成14年11月 1日
平成19年 3月31日
異動年月日 平成18年 6月14日
異動事由 代表者および住所の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第16号
平成18年9月4日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 登録抹消者 登録抹消者リスト(選挙管理委員会にて保管)のとおり
- 2 登録抹消条件 平成18年4月1日から同年4月30日までに転出した者及び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 1,982名(男1,125名 女857名)

那覇市選挙管理委員会告示第17号

平成18年9月4日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4,848人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 80,788人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 40,394人 |

那覇市選挙管理委員会告示第18号

平成18年9月4日

掲 示 済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

氏 名	抹消年月日	抹 消 の 理 由
柴 二三夫	平成 18 年 7 月 24 日	国内に住民票が作成された日後 4 ヶ月を経過
柴 裕 子	平成 18 年 7 月 24 日	国内に住民票が作成された日後 4 ヶ月を経過

那覇市選挙管理委員会告示第19号
平成 1 8 年 9 月 4 日
掲 示 済

投票区の区域変更について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により本市の区域を分けて次のとおり投票区の区域を変更したので告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

変更前

投票区名	投票区域
第4投票区	久場川町1・2丁目、末吉町1丁目1~3番地、平良町1・2丁目
第6投票区	赤平町1・2丁目、儀保町1・3丁目、汀良町1~3丁目、当蔵町2・3丁目
第8投票区	池端町、大中町1・2丁目、儀保町2・4丁目、金城町1丁目20~最終番地・3・4丁目、当蔵町1丁目、桃原町1・2丁目、真和志町1丁目
第10投票区	字古島(1~15番地・17~20番地・25~26番地・28~29番地・33~34番地除く)、古島1丁目1~24番地・古島2丁目、真嘉比3丁目、字松川487~最終番地、松島1丁目・松島2丁目
第20投票区	字上間400~655番地、字国場1~433番地、字仲井真
第21投票区	字上間144~399番地、字識名1058~最終番地、字真地145~397番地
第24投票区	寄宮1・2丁目
第30投票区	字上之屋、上之屋1丁目、泊1~3丁目

第 3 1 投票区	壺屋 1・2 丁目、樋川 2 丁目 4~7 番地
第 3 4 投票区	樋川 1 丁目・2 丁目 1~3 番地・2 丁目 8~最終番地
第 3 5 投票区	字古波蔵 363~387 番地、字楚辺、楚辺 1 丁目・2 丁目 1~37 番地、 字壺川 348 番地・372~383 番地・439 番地、字二中前
第 5 2 投票区	安謝 1 丁目・安謝 2 丁目(15~19 番・29~30 番を除く)、天久 1 丁 目・天久 2 丁目、おもろまち 2 丁目、おもろまち 3 丁目

変更後

投票区名	投票区域
第 4 投票区	久場川町 1・2 丁目、末吉町 1 丁目 1~3 番地、平良町 1・2 丁目、 儀保町 3 丁目・4 丁目(1~42・46~68 番地・79 番地 8~79 番地 49)
第 6 投票区	赤平町 1・2 丁目、儀保町 1 丁目、汀良町 1~3 丁目、当蔵町 2・ 3 丁目
第 8 投票区	池端町、大中町 1・2 丁目、儀保町 2 丁目、金城町 1 丁目 20~最 終番地・3・4 丁目、当蔵町 1 丁目、桃原町 1・2 丁目、真和志 町 1 丁目
第 1 0 投票区	字古島(16 番地・21~24 番地・27 番地・30~32 番地・35~最終番地)、 古島 1 丁目 1~24 番地・古島 2 丁目、真嘉比 3 丁目、字松川 487~ 最終番地、松島 1 丁目・松島 2 丁目、儀保町 4 丁目(44~45・70~79 番地 6・89 番地~最終番地)
第 2 0 投票区	字上間 354~388 番地・389 番地 3・400~655 番地、字国場 1~433 番 地、字仲井真
第 2 1 投票区	字上間 144~353・390~399 番地、字識名 1058~最終番地、字真地 145~397 番地
第 2 4 投票区	寄宮 1 丁目(1~7 番・11~最終番地)・寄宮 2 丁目
第 3 0 投票区	字上之屋、上之屋 1 丁目、泊 1~3 丁目、おもろまち 2 丁目(2~3 番地・7~14 番地)
第 3 1 投票区	壺屋 1・2 丁目、樋川 2 丁目 4~7 番地、寄宮 1 丁目(8~10 番)
第 3 4 投票区	樋川 1 丁目(1~15 番・18 番~最終番地)・2 丁目 1~3 番地・2 丁目 8~最終番地
第 3 5 投票区	字古波蔵 363~387 番地、字楚辺、楚辺 1 丁目・2 丁目 1~37 番地、 字壺川 348 番地・372~383 番地・439 番地、字二中前、樋川 1 丁目 (16~17 番地)
第 5 2 投票区	安謝 1 丁目・安謝 2 丁目(1~14 番地・20~28 番地・31~最終番地)、天 久 1 丁目・天久 2 丁目、おもろまち 2 丁目(1 番地・4~6 番地)、お もろまち 3 丁目